令和８年度

下島配水池送水ポンプ更新工事

特　記　仕　様　書

令和８年 11 月

伊那市役所水道整備課

第１章　　総則

第１節　適用範囲

本仕様書は、伊那市上水道施設の下島配水池送水ポンプ更新工事に適用する。

本仕様書、設計書、設計図に記載のない事項については、下記の法令及び、仕様書等の最新版に基づいて実施すること。

１）電気設備技術基準
２）電力会社電気供給規程
３）内線規程
４）日本工業規格（JIS）
５）日本水道協会規格（JWWA）
６）電気規格調査会標準規格（JEC）
７）日本電気工業会標準規格（JEM）
８）日本電線工業会標準規格（JCS）
９）日本照明具工業会標準規格（JIC）
10）電子機械工業会標準規格（CES）
11）建築基準法
12）消防法
13）労働安全衛生法
14）伊那市が定める各種規則、規程
15）その他関連規格
16）その他関係する法令・条例・基準・規則

第２節　法令・関係法規の遵守

請負者は業務の履行にあたり諸法令並びに関連規格に従うこと。

第３節　提出書類

本工事において、請負者は下記の工事関係書類を各部数提出すること。
なお、これらの提出に要する費用はすべて、請負者の負担とする。
（提出部数は別途指示する）

1）工事着手届
2）工程表
3）現場代理人及び主任技術者等の通知
4）施工計画書
5）完了届
6）承認図
契約後、速やかに担当技術者を派遣し、本仕様書及び、設計図書に基づき、設計製作に関し詳細なる打ち合わせを行い、監督員の承認を得ること。
7）工事日誌
8）納入仕様書
10）試験成績表
11）工事写真
12）完成図書
13）その他監督員が指示する図面及び、書類

第４節　変更の範囲

1）本工事施工上必要があれば、実施工事図を提出し、監督員の承認を得て変更することが出来る。ただし、これは仕様書及び、設計書の範囲とする。
2）工事施工中に構造物、機械設備等の関係で起こり得る器具の位置、配管路の軽微な変更は、請負金額の増減なしに施工すること。

第５節　疑義の解釈

請負者は、本仕様書及び、設計図書に定められた事項に基づき施工を行うものとする。また、特に明記なき事項であっても、本施設の目的及び、工事施工上当然必要なものは、監督員の指示に従い、請負者の負担において整備または、施工しなければならない。
なお、設計書の事項について疑義が生じた場合は、監督員との協議の上決定するものとする。

第６節　諸官庁への手続き

請負業者は、関係諸官庁、電力会社に対する一切の手続きを行うとともに、常に密接な連絡を保ち、設備使用開始時に支障のないようにしなければならない。なお、これに必要な費用は請負者の負担とする。

第７節　安全衛生管理

本工事の施工にあたり、労働安全衛生法に関する諸法令を遵守し、安全衛生管理者を定め、工事現場における安全衛生、災害防止に万全の策を講じ管理の徹底を図るものとする。

第８節　事前調査

請負者は、業務着手に先立ち、現場の状況、関連業務等について綿密な調査を行い、状況を把握した上で業務を遂行しなければならない。

第９節　工事日報

請負者は、工事内容と、その他必要事項を記載した工事日報を提出すること。

第 10 節　機械器具及び資材の管理

1）業務に使用する各種資材及び機械器具は、工程表に従い業務の進捗に支障のないように手配するとともに、品質及び、保管管理等は請負者において行うものとする。

2）本工事に使用する材料は、JIS 及び、JEM に適合するものとする。また、規格の規程なきものについては、品質等がそれぞれ均衡を得たものを使用し、監督員の承諾を得ること。

第 11 節　材料の検査

請負業者は、監督員に対し材料の検査を願い出た上、監督員の立会いのもと検査を行うものとする。検査の結果、不合格になった材料は速やかに搬出し、不足分を再度検討した上補充する。

第 12 節　工事現場の管理

請負業者は、工事に関わる全ての関連法規に従い、工事現場内及び、付近道路における工事車両による道路交通、または歩行者通行の妨げにならないよう注意するとともに、工事労働者その他出入り業者の風紀衛生、火災盗難等に対して充分な対策を講じるものとする。

第 13 節　工事工程の管理

工事工程を管理するために、請負業者は監督員が定める日時の打ち合わせ会議に出席し、工程表に基づき協議するものとする。なお、協議事項は打ち合わせ記録を提出して承諾を得るものとする。

第 14 節　施工管理

1）各工事は、予め監督員の指定した工程に達したとき検査を受け合格承認を得た後、次の工程に移る。

2）本工事における設備全般の機能を完全に発揮させるように施工すること。なお、本仕様書及び、図面に明記されていなくとも、法規上または、施工上目的とする機能のために当然必要なものは、請負業者の責任において施工するものとする。

3）工事施工の際は、建物その他を破損しないように注意し、棄損した場合は監督員の指示に従い速やかに復旧すること。

4）本工事の施工にあたり、他の工事との取り合いになる際は、監督員の指示に従い、各工事の請負者間で充分な協議をし、工事の進捗に支障のないようにすること。

5）本工事の施工にあたり、近隣住民に迷惑を及ぼさないよう、騒音等に対して充分な策を講じること。

第 15 節　品質及び技術管理

1）工事カルテ作成、登録

請負者は、工事請負代金額５００万円以上の工事について、工事実績情報サービス（ＣＯＲＩＮＳ）入力システム（(財）日本建設情報総合センター）に基づき「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、直ちに登録を行い発行された「工事カルテ受領書」の写しを監

督員に提出する。提出期限は以下のとおりとする。

- 受注時登録の提出期限は契約締結後１０日以内とする。
- 完了時登録の提出期限は工事完了後１０日以内とする。
- 施工中に受注時登録データに内容に変更があった場合は、変更があった日から１０日以内とする。

（土、日、祝日等を除く）

第 16 節　施工の検査

製品検査及び、現地試験を行う。またこれに必要な費用は請負業者の負担とする。検査不合格時は、速やかに補修または取替えを行い、再検査受けるものとする。

第 17 節　設計図書と現場の差異

設計図書と現場の差異が生じた場合は、速やかに監督員に申し出て指示を受けるものとする。

第 18 節　工事報告

工事の進捗、労働者の就業、材料の搬入、使用状況を明確に報告して提出する。なお、これらの状況は記録写真として提出すること。

第 19 節　竣工図書

請負業者は、工事完成と同時に竣工図、その他検査に必要な書類を指定部数提出するものとする。なお、追加書類を求められたときは速やかに提出することとする。

第 20 節　保証期間

本設備の保証期間は工事受け渡し完了後より　年とする。万一、保証期間中に、請負者の責に帰すべき原因による事故が発生した場合、請負者は無償で監督員が指示する期間内に改造、補修あるいは新品と取替えること。但し、事故が天災に起因する場合はこれを除外する。

第 21 節　講習及び指導

工事完成後、本工事により設備した機器の運転操作及び、保守について市の定めた職員に対し講習、技術指導を行うこと。なお、これに必要となる費用は請負者の負担とする。

第 22 節　機密保持

請負者は本工事で知り得た技術上、経営上、その他業務上の機密を第三者に公表または、漏洩してはならない。これは本工事終了後においても有効とする。

第 23 節　完成期限

本工事の完成期限は、令和　９年　３月２６日とする。

第 24 節　その他

工事落札後の機能の低下及び、機器のスペックの低下を伴う仕様の変更は認めないものとする。

第２章　下島配水池送水ポンプ更新工事

第１節　工事概要

本設備は下島配水池の送水ポンプ３号機を更新するものであり、既設の老朽化したポンプを撤去したうえで新たなポンプを設置する。また同時に同３号インバータ更新を行いこれらに必要な下記の各機器、装置の設計、製作、機器取替、ソフトウェア改造、配線工事を施す。これにより配水機能を確保することを目的とし、配水の安定化を図る。

第２節　工事範囲

１、第３節に記載する機器の据付及び付随する工事
２、第３節に記載する機器の電気接続、取り外しに付随する工事
３、既設通信機器のソフトウェア改造・設定及びその他上記に伴う工事

第３節　機器・改造仕様

１、 送水ポンプ　・・・・１台

1）型　式	片吸込ナイロンコーティング渦巻型
2）口　径	吸込 100ｍｍ、吐出 80ｍｍ
3）吐出量	$2m^3/min$
4）全揚程	60ｍ
5）ケーシング	FC200　ナイロンコーティング
6）電　源	三相 200Ｖ 37kw
7）軸　封	グランドパッキン
8）電動機	全閉外扇屋内モーター

２、 インバータ　・・・・１台

1）入力電圧	三相 200V～240V
2）モータ定格	30kw
3）出力容量	46kVA
4）定格出力電流	122A
5）過負荷電流定格	150％－1 分，165％－2 秒
6）許容変動	電圧 170V～264V　周波数＋5％～－5％

7）入力周波数	60Hz
8）保護構造	IP00
9）冷却構造	強制冷風
10）ファン騒音	64dB
11）コアフィルタ	内蔵（国土交通省仕様）

３、シーケンスコントローラ改造　・・・・１式

1）制御方式	ストアードプログラム　サイクリックスキャン方式
2）言　　語	SFC／リレーシンボル＋ファンクションブロック
3）入力変更	アナログ入力変更１点
4）既設通信	TOSLINE S-20 変更
5）入力信号	3 号インバータ周波数
6）信号規格	DC 4～20mA
7）スロットル追加	MAI22 アナログ２点入力以上
8）デジタル入出力	インバータ運転・故障・起動渋滞 領域変更

第３章　工事仕様

第１節　工事一般仕様

1）適用仕様書

本工事は、第１章第１節に記載した適用規格等により施工するものとする。

2）機器の配置及び配管配線

本工事における機器の配置及び配管配線は、添付別図のとおりとする。

3）ケーブル配線工事

動力ケーブルはメーカー付属のケーブルを用い、付属のボックス内にて接続をする。

第４章　雑　則

１．本工事の請負者は、係員の指示の基に細部に亘り、良心的且つ高度の技術をもって設計、製作、据付に当たり、運転に際していささかも支障を生じないようにすること。

２．本工事の既設配管の復旧確実に仕上げること。

３．各機器の付属品及び予備品は、本仕様書に明記無くても運転保守上当然必要なものは納入すること。

４．各機器の材質は、特記なき限り製作者の材質とする。

５．本仕様書のうち各機器の容量は、参考値として示したものであり、設計、製作の際は十分検討して適正な値をとること。

６．受注者は、本工事の一部において下請契約を締結する際は、市内業者の中から優先して選定するよう努めること。

７．工事用資材の調達にあたっては、市内の取扱い業者から購入するよう努めること。
また、グリーン購入推進に努めること。

８．本工事において、受注者は法定外の労災保険に伏さなければならない。
受注者は保険契約の証券又はこれに代わるものを監督職員に提示するものとする。

９．受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。